

## 【太田支店】でお取引されている皆様へ

平素、JA木更津市をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび「太田支店」は「真船支店」および「清川支店」に統合させていただくことになりました。

ご利用いただいております皆さまには大変お手数をおかけいたしますが、下記の通りお取扱いさせていただきたく、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### お手続きに関するQ&A

#### Q1 統合後のお取扱い店舗は？

金融機関番号 4902（木更津市農業協同組合）

店名・店番号	清川支店（店番号 004）
電話番号	0438-98-0221
住所	〒292-0035 千葉県木更津市中尾1919-2

店名・店番号	真船支店（店番号 005）
電話番号	0438-36-1212
住所	〒292-0803 千葉県木更津市幸町2-1-1

#### Q2 口座番号はどうなりますか？

口座番号は原則変わらず、そのままご利用いただけます。

※ただし、統合店舗に同一の口座番号がある場合には、変更となります。変更となるお客様につきましては、お取引店からご連絡いたします。

#### Q3 通帳はどうなりますか？【令和3年12月13日(月)以降】

旧店舗名の通帳は引き続きご利用いただけますが、通帳に記載された「店舗名・店舗番号」はお取引の際にJA各支店窓口で変更させていただきます。

※ATMで記帳等お取引される場合はそのままお使いいただけます。

#### Q4 キャッシュカード・ローンカードはどうなりますか？

旧店舗で発行しましたキャッシュカード・ローンカードは統合後もそのままご利用いただけます。

## Q5 ネットバンクはどうなりますか？【令和3年12月11日(土)以降】

お客様による変更手続きはございません。

なお、ご利用の際に店舗名等を選択する場合は「新店舗名」、「新店舗番号」でご利用ください。

※ただし、新規加入、契約変更、解約(代表口座と利用口座)にかかる、太田支店での手続き(お客様ご自身によるインターネットからのお手続きも含みます。)は30日前(解約の場合は11営業日前)から制限させていただきますので、あらかじめご了承ください。

## Q6 定期貯金証書・定期積金証書はどうなりますか？

定期貯金証書・定期積金証書は満期日までそのままご利用いただけます。

## Q7 当座貯金の小切手帳・手形帳はどうなりますか？

小切手帳・手形帳は統合後、新しい小切手帳・手形帳に差替えさせていただきます。なお、旧店舗発行の小切手帳・手形帳は回収させていただきます。

## Q8 ATMはどうなりますか？

太田支店のATMのお取扱いは令和3年12月10日(金)15時をもちまして終了いたします。今後は最寄りのJAのATMまたは郵便局・銀行・信用金庫等の提携金融機関のATM、あるいはコンビニATMのご利用をお願いいたします。

※「JAバンク千葉 優遇プログラム」の適用となるお客様につきましては、適用ステージごとに郵便局やコンビニATMでの入出金手数料が規定回数以内で曜日・時間帯問わず無料となります。(ATMの稼働時間内となります。)

※本プログラムは個人のお客様であればどなたでも加入対象となり、自動的に申込みとなります。(事業者の方等除く)

申込費用・年会費等も一切かかりません。ご自身の適用状況等につきましてはJA ネットバンクにログインいただくか、お取引のあるJAの窓口にお申し付けいただくことで確認いただけます。

## Q9 利用中の各種ローンの変更手続きは必要ですか？

変更手続きは必要ありません。

## Q10 JAの口座を家賃・駐車場代金等の受取口座に指定していますが、何か変更は必要ですか？

お振込人様に、店舗名変更のご連絡をお願いいたします。もし旧店舗名でお振込みされた場合でも、2か月間は新店舗名に読み替えいたしますが、それ以降は読み替えされませんのでご注意ください。(自動振替の場合は変更の必要はありません。)

## Q11 受給中の年金の手続きはどうなりますか？

① 次の各年金については、JA側で変更手続きを行いますので、お客様の手続きは不要です。

- ①国民年金 ②厚生年金 ③地方公務員等共済組合金
- ④私立学校教職員共済組合金
- ⑤国家公務員等共済組合連合会年金
- ⑥国民年金基金 ⑦農業者年金

② 次の各年金については、JA側で変更手続きを行います。変更手続きには年金証書番号等の確認をさせていただく必要がありますので、お早めにご利用店舗へご連絡いただきますようお願いいたします。

- ①警察共済組合金 ②都道府県議会議員共済会年金
- ③市議会議員共済会年金 ④町村議会議員共済会年金

③ 企業年金について

企業により変更手続き方法が異なります。誠に恐れ入りますが、お客様ご自身で勤務先等にご連絡いただき、変更手続きを行っていただきますようお願いいたします。

④ 上記以外の年金について

お手続きについてご案内させていただきますので、お取引店舗にご連絡いただきますようお願いいたします。

## Q12 JAの口座を給与振込の受取口座に指定していますが、変更手続きは必要ですか？

お勤め先に、店舗名変更のご連絡をお願いいたします。もし旧店舗名でお振込みされた場合でも、2か月間は新店舗名に読み替えいたしますが、それ以降は読み替えされませんのでご注意ください。

## Q13 公共料金や税金等の自動引落をしています。変更手続きは必要ですか？

下記の自動引落をご利用のお客様は原則手続きは不要です。

公共料金	電気・電話・ガス・水道・NHK等
クレジットカードの決済	JAカード・JCB等
自動引落しによる積立	定期積金
その他各種自動引落し	生損保保険料・国税(振替納税) 国民年金保険料 県立学校授業料・市税等

## Q14 JA共済の変更手続きは必要ですか？

原則、変更手続きは必要ありません。

※統合による口座番号重複などで変更が必要となるお客様につきましては、個別にお知らせいたします。

## Q15 出資金の手続きは必要ですか？

変更手続きは必要ありません。

## Q16 肥料・農薬等の購入先および配達はどのような対応になりますか？

「中郷経済センター」または「本店営農館」でのご購入をお願いします。

また、肥料の配達をご希望される場合は「中郷経済センター」にて承ります。

※現在は毎週火曜日と木曜日が配達日となっております。

・中郷経済センター ☎98-6681 井 尻 503

・営 農 推 進 課 ☎98-0321

当組合に届出いただいているお客様の住所地により、統合後のお取引店舗は下記のとおりとなります。

お客様の住所地		統合先店舗
①鎌足	矢那・草敷・かずさ鎌足1～3丁目	清川支店
②清川	伊豆島・犬成・清川1～2丁目・笹子・菅生・椿・中尾・日の出町 ほたる野1～4丁目	
③中郷	有吉・井尻・牛袋・牛袋野・大寺・上望陀・下望陀・曾根・十日市場	
④上記以外の住所地		真船支店

※太田支店でお取引されている方で上記①～④の住所地にお住まいの方が対象となります。

## 統合先が「清川支店」となる方で「国民年金・厚生年金・船員保険」を受給されている方

上記に該当するお客様につきましては、年金事務所による変更手続きの都合上、12月の店舗統合日以降の年金受給を確実にするため、**「年金受取口座」の清川支店への移管手続きを、令和3年10月15日(金)以前に実施**させていただきます。

これに伴い、**10月15日の年金のお受取りは清川支店**となりますが、年金受給に関するお手続きの必要はございません。

※対象となるお客様には別途ご案内申し上げます。

## 店舗統合に関するお問い合わせ先

(令和3年12月10日(金)までのお問い合わせ先)

太田支店 0438-98-3255 東太田2-17-2

または、本店金融課 0438-25-8705 長須賀382

※12月13日(月)以降は、「清川支店」、「真船支店」(連絡先は「Q1」を参照ください。)

または「本店金融課」(0438-25-8705)へご連絡ください。

### 【詐欺にご注意を！】

金融機関や銀行協会の職員を名乗り、貯金やキャッシュカードを預かる特殊詐欺が発生しています。

支店の統合を理由として、JAの職員等が自宅を訪問し通帳やキャッシュカードをお預かりすることはありません。